

事務連絡  
令和2年3月31日

都道府県  
各 指定都市 放課後児童健全育成事業 ご担当者 様  
中核市

厚生労働省子ども家庭局  
子育て支援課 健全育成係

### 放課後児童対策に係るQ & A等について

日頃より、子ども・子育て支援施策及び子どもの健全育成の推進にご尽力、ご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、下記事項について、ご連絡させていただきますので、ご了承くださいとともに、各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知していただきますようお願いいたします。

### 記

- ・別添1「放課後児童対策に係るQ & A」
- ・別添2「放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドライン」に係るQ&A（新規分）」
- ・別添3「令和2年度における「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の交付額の算定方法について」

以上

【連絡先】  
厚生労働省子ども家庭局  
子育て支援課 健全育成係  
電話：03-5253-1111（内線 4966・4845）  
E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

## 放課後児童対策に係るQ&amp;A

【令和2年3月31日現在】

No	該当項目	質問	回答
1	放課後児童健全育成事業	年度を通じて20人未満となる支援の単位については、補助員1名配置を常としても、交付要綱の①による補助基準額としてよいのか。	この場合は交付要綱の④を適用する。 ①を適用するためには、通常時2名以上配置、うち1名は支援員という体制をとる必要がある。
2		条例で、省令基準どおり(支援員の研修の経過措置の延長をしない)とした場合に、基礎資格のみを有する職員(研修未受講者)と補助員を配置した職員体制で、放課後健全育成事業となり得るか。	なり得ない。 児童福祉法34条の8の2において、放課後健全育成事業については、省令基準に基づき条例で基準を定めることとしており、放課後児童健全育成事業を行う者は、条例で定めた基準を遵守しなければならないとしている。 よって、当該条例で定めた基準を満たさない体制では、児童福祉法6条の3に定める放課後健全育成事業とはなり得ない。また、そのような条例に反する事業を実施することは適当ではないと考えられる。
3		上記の場合、実施要綱の記載は満たした運営になるが、国庫補助を受けることはできないか。	対象とならない。 子ども子育て支援法68条に基づき、国は地域子ども・子育て支援事業に交付金を交付することができるとしている。地域子ども・子育て支援事業については、子ども子育て支援法59条第5号において、児童福祉法6条の3に定める放課後児童健全育成事業と規定されており、放課後児童健全育成事業になり得ない場合は、補助金の対象ともなり得ない。また、自ら定めた条例に反する事業に自治体が補助をすることは想定し得ないことであり、そのような事業に対し国が補助金を支出することは想定されない。  ※交付要綱上は、1名配置や補助員のみ複数配置の基準額を設けているが、これは条例の基準を満たした放課後健全育成事業であることが前提であり、条例上で放課後健全育成事業としていないものまで補助することを想定していない(条例の定め方により、自治体によって1名配置でもクラブになる場合とならない場合が発生し、クラブになる場合に限り補助をすることになる)。
4		条例で、認定資格研修を修了していなくても、基礎資格を有している者であれば放課後児童支援員とするといった基準を設けた場合、以下のようなケースでは、交付要綱の①～④のうち、どの補助基準額を適用すべきか。 なお、研修要件を設けないので条例上も研修に関する経過措置の延長はしない。 【ケース1】 研修を修了しておらず、基礎資格のみ有する職員(当該自治体では支援員)と補助員を配置。 【ケース2】 研修を修了しておらず、基礎資格のみ有する職員(当該自治体では支援員)と補助員を配置。ただし、基礎資格を有する職員には、3年以内に省令上の認定資格研修を受講させる予定。	条例において経過措置の延長を規定しているかどうかに関わらず、実態として令和5年3月31日までに研修修了予定である場合、子ども・子育て支援交付金の取扱いに限っては、支援員とみなす。  したがって、ケース1の場合は、補助員2名配置と考え、交付要綱上の③の補助基準額を適用し、ケース2の場合は、①の補助基準額を適用する。
5		実施要綱「5 職員体制」(1)なお書きにいう「条例等」とは、どういったものを指すのか。市町村で別に要綱などで定める場合も対象となるのか。	要綱や運営規程等、公的文書として規定していれば差し支えない。
6	放課後児童クラブ支援事業(送迎支援事業)	長期休暇期間等、授業の休業日に、自宅から放課後児童クラブに移動する際の送迎は本事業の対象となるか。	授業の休業日に限っては、自宅から放課後児童クラブへの送迎も対象としてよい。
7	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	条例で経過措置を延長していない市町村において、基礎資格を持ち、令和4年度末までに認定資格研修を修了予定の者があった場合、キャリアアップ処遇改善事業の対象としてよいのか。	条例上は放課後児童支援員ではないが、実施要綱上は放課後児童支援員として扱われるため、その他の要件を満たす限り、本事業の対象として差し支えない。 なお、放課後児童クラブの運営にあたっては、当該者は当該自治体においては補助員となるため、認定資格研修を修了した支援員を別途配置する必要があることに留意すること。

別添 2

「放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドライン」に係るQ&A（新規分）

【令和2年3月31日現在】

No	該当項目	質 問	回 答
1	研修対象者	「基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等」と改正されたが、「等」とはどういったものを想定しているのか。市町村が条例で基準第10条第3項に規定されない資格要件を新たに創設した場合、これに該当する者も対象としてよいのか。	翌年度の始期までに、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を想定している。したがって、市町村が条例で新たに創設した資格要件に該当する者は対象とならない。
2	研修対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者は、いつから認定資格研修の受講が可能となるのか。	大学等で一定程度学修した者で、研修実施主体が適当と判断した場合に可能となる。
3	研修対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者が研修を受講する場合、研修修了時点で設備運営基準第10条第3項各号に掲げる基礎資格を満たしていない場合が想定されるが、研修を修了した時点で放課後児童支援員として認められるのか。	認定資格研修修了の効力は、基礎資格を持った時点で有効とする。したがって、研修の実施主体において、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を受講させる場合、受講者が基礎資格を持ったことを確認するまで、修了証の交付を留保すること。また、修了証の研修修了年月日には、基礎資格を満たした日を記載すること。

令和2年度における「放課後児童支援員等処遇改善等事業」  
の交付額の算定方法について

実施要綱の別添6の3(2)の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」では、国庫補助基準額の人件費相当額を除いた額を補助対象としている。

令和2年度における具体的な「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の補助額の算定方法は下記のとおりとなる。なお、放課後児童支援員が行う事務処理を業務委託すると、総人件費が減少し、結果的に「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の補助額が減額となるというご指摘を踏まえ、平成30年度より子ども達への手厚い支援を確保するために放課後児童支援員が行う事務処理を業務委託している（業務委託することで人件費を削減している）場合は、当該委託経費について計算上は総人件費に含めて差し支えないこととする。

記

放課後児童クラブに係る人件費の総額から、放課後児童健全育成事業（実施要綱の別添1）及び小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添8）により充てられる費用を除いた額のうち、当該常勤職員に係る人件費（賃金改善分を含む）及び常勤職員以外の職員の賃金改善分を補助対象とし、当該額と国庫補助基準額3,158,000円を比較して少ない方の額を基に国庫補助額を算定することとする。

なお、上記の放課後児童健全育成事業（実施要綱の別添1）により充てられる額は、以下の①又は②に③及び④を加えた額とし、小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添8）により充てられる額は、⑤とする。

原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を配置した場合

- ① 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の場合  
3,936,000円
- ② 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が20人以上の場合  
7,086,000円
- ③ 開所日数加算の対象となる場合  
(年間開所日数－250日) × 20,000円
- ④ 長時間開所加算の対象となる場合
  - (ア) 平日分  
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 745,000円
  - (イ) 長期休暇等分  
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数 × 335,000円
- ⑤ 小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添8）を実施している場合  
1,182,000円

設置運営基準に基づく放課後児童支援員 1 名のみ配置した場合

- ① 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の場合  
3,936,000円
- ② 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が20人以上の場合  
5,686,000円
- ③ 開所日数加算の対象となる場合  
(年間開所日数-250日) × 13,000円
- ④ 長時間開所加算の対象となる場合  
(ア) 平日分  
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 482,000円  
(イ) 長期休暇等分  
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数 × 217,000円
- ⑤ 小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)を実施している場合  
1,182,000円

設置運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合

- ① 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の場合  
2,364,000円
- ② 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が20人以上の場合  
5,910,000円
- ③ 開所日数加算の対象となる場合  
(年間開所日数-250日) × 16,000円
- ④ 長時間開所加算の対象となる場合  
(ア) 平日分  
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 591,000円  
(イ) 長期休暇等分  
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数 × 266,000円
- ⑤ 小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)を実施している場合  
1,182,000円

設置運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合

- ① 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の場合  
2,364,000円
- ② 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が20人以上の場合  
4,334,000円
- ③ 開所日数加算の対象となる場合  
(年間開所日数-250日) × 8,000円
- ④ 長時間開所加算の対象となる場合  
(ア) 平日分  
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 296,000円  
(イ) 長期休暇等分  
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数 × 133,000円

⑤ 小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添8）を実施している場合  
1,182,000円

以上